

平安京に於ける受領の生活

林屋辰三郎

一

上代の律令的政治體制は輝しい大化改新の成果であつたが、時勢の推移につれ全般的に頽廢の徑路を辿り、平安時代初期に入つては、朝廷が試みられた屢次の修正的方策に拘はらず、益々その解體的傾向を顯著にしつゝあつた。その諸般の政治體制のなかにあつても、地方制度の如きはその尤なるものであつたが、併しこの場合、その根本的原因はその制度の缺陷よりは、實に國司の貪濁にあつたのである。夙に延暦三年の詔に「民惟國本、本固國寧、民之所資、農桑是切、比者諸國司等、厥政多僻、不愧撫道之乖、方唯恐侵漁之未巧、或廣占林野、奪蒼生之便要、或多營田園、妨黔黎之產業、百姓彫弊、職此之由、宜加禁制、懲革貪濁」と仰せられ

た如き、かゝる國司の貪濁は百姓の彫弊たるのみではなかつた。延暦四年の勅に「夫正稅者、國家之資、水旱之備也、而比年、國司苟貪利潤、費用者衆、官物減耗、倉廩不實」とも宣べられた如く、實に國家財政の基礎を危くするものである。畏くも桓武天皇が官界の戒飭に深く御軫念あらせられ、かくの如く再三に互つて詔勅を賜ひ、尋いで延暦十六年勘解由使の設置、同二十二年交替式の發布と相續いて淑慮を示し給うたが、しかも猶ほこの「積習稍久、爲弊已深」¹⁾として、當時の地方官の覺醒をみるに至らなかつた。其後貞觀・延喜・天曆とその治を謳はれた聖代の推移するうちにあつても、朝廷が屢次に互り、例へば仁和四年、²⁾延喜二年、³⁾の太政官符によつて知られる如く、深く地方制度に肅正を加へられたに拘

はらず、遂にその効果を認め得なかつた。この時代がまさに貴紳・社寺による地方莊園の、飛躍的に發展し強化される時期であつたことを思へば、當時に於ける地方官の職責たるや特に重大であるべき筈であつたが、永祚元年尾張國郡司百姓等の守藤原元命の非法を訴ふる解狀が、彼等の時局認識の不足と背任行爲の實狀を明白に物語る始末であつた。⁶⁾寛弘四年尾張國百姓が、寛仁三年丹波國百姓が、長元九年近江國百姓が、長曆二年但馬國百姓がそれ〴〵大舉して參洛し、陽明門前に國司の非法を懇訴したが⁷⁾、何れも特に表面化された國司の暴政に過ぎぬ。これらの事實を寛仁元年伊勢國百姓が、同四年丹波國百姓が、治安四年能登の州民が同じく陽明門に參集して、守の能治と重任を申した事實と對照すれば、⁸⁾地方官の良否が州民にとつて如何に痛切な問題であつたか、その一般的腐敗の際に於いて、良吏が州民によつて如何に待望せられたか、その間の事情を雄辯に告げるものであらう。

さてかゝる地方制度の紊亂を、更に極度に促進したも

のは實に國司の遙任である。夙に奈良時代に發生し平安時代に入りて非常なる増加をみた員外官、特に權官の國司は、中央に於いて本官を有するものであつたから任國に下ることは稀であつたし、更に國家財政の彌縫の方策たる年給制度による國司は、當然任國に對する關心に乏しく京中に留まるものが普通であつた。而して平安時代中期に至り成功によつて任官し重任せる國司は、その吏務の實質的部分を目的としたものであるから任國に對して重大なる關心を有するが、その下國は或る時期に限定せられたのである。當時に於ける「受領」の語にしても、八代國治博士の説に「平安時代中期以降、地方制度漸く亂れ、單に公廨を受くる爲め、遙授兼任のもの多くなりしを以て、實際其國に赴きて、吏務を執る首席のものを稱せしものなるべし」とあるが⁹⁾、當時の實情としては、かゝる受領とても特に中央に於ける貴族生活に對して諦觀を得たるもの以外は、終始任國にあるもの極めて少く、多くは徵稅の時期に及んで慌しく下國し、その吏務の實質を受領すれば、それ以外の時期に於いては國守であり

乍ら在京したのである。私はこの小稿に於いて平安時代の地方官がその受領生活を終へてのち、或は遙任状態をつゞけつゝ、平安京に於いて營んだ生活を辿り、それが國史の進展に及ぼせる影響を考へんとするものである。

【註】

- (1) 續日本紀延暦三年十一月庚子條
- (2) 續日本紀延暦四年七月丁巳條
- (3) 續日本紀延暦五年夏四月庚午條、この詔には國司の「廉平稱」職百不聞レ一、伎漁潤身十室而九」との驚くべき實狀が宣べられてゐる。
- (4) 類聚三代格仁和四年七月廿三日太政官符
- (5) 類聚三代格延喜二年三月十三日太政官符
- (6) 尾張國解文
- (7) 御堂關白記寛弘四年二月廿七日條
日本紀略寛仁三年六月十九日條
諸記纂抄長元九年七月十一日條
春記長曆二年十一月一日條
- (8) 左經記寛仁元年十一月十二日條
左經記寛仁三年九月廿三日條
小右記治安四年八月廿一日條
- (9) 「國史大辭典」該項
その語義については、新任の國司が前任の國司より解出狀を

受領するによるとも一國の吏務を受領する義とも云ふ。

二

私は論述をこれら受領の入洛より始めようと思ふ。

長元二年七月太宰大貳惟憲が任を終へて入洛した。これについて小右記は同月十一日條に「昨夕前大貳惟憲妻入京、即參内云々、惟憲明後日入洛、隨身珍寶不_レ知其數云々、九國二嶋物掃_レ底奪取、唐物又同、已似_レ忘_レ恥、近代以_レ富人_レ爲_レ賢者」と傳へてゐる。他日この惟憲は「惟憲貪欲也」と云はれ、更に「惟憲者、貪慾之上不_レ辨_レ首尾_レ之者也、都督之間、所行非法數萬云々」と罵られた人物であり、その貪慾は極端に近いものであつたらしいが、當時の中央貴族を代表するとも考へられる藤原資資が、この一地方官の入京を表面には憎惡すると共にむしろ反面には羨望をもつて黙過せねばならなかつたところに、大きな意味が含まれてゐよう。前大貳惟憲一つの典型にすぎず、類型は極めて多かつたのである。康和四年六月前太宰權帥大江匡房が秩滿ちて入京したが、彼について古今著聞集には「道理にてとりたる物を

は舟壹艘につき、非道にてとりたる物をは又一艘につみてのほられけるに、道理の舟は入海してけり、非道の舟はたいらかにつきてければ、江帥いはれるは、世ははや／＼すゑになりけり、人いたく正直なるましき也とぞ侍ける」との説話をつたへ、後年「爲三代侍讀、才智

過人、文章勝他、誠是天下明鏡也」と云はれた匡房さへ自らの非理の所業を、かゝる偶然の事實によつて恣にも肯定しようとしてゐるのをみる。彼は良臣であつた他面「但心性委曲、頗有_不直事」と評され、「爲帥之間不_赴任、過_五箇年_一也」と傳へられたのである。かうして諸國を歴任するうちに、能ふかぎりの非道をもつて任國を掠奪し巡り、あらゆる手段を弄して畜財に粉骨した受領らの生活は、この大江匡房が撰述した續本朝往生傳に、但馬守源章任朝臣を擧げて「更_三於四箇國_一」美作丹波、伊豫但馬、家大豪富、財貨盈_三藏、米穀敷_三地、庄園家地、布_三滿天下_一、本朝之陶朱倚頓也」と鮮やかに記録せられてゐるが、暫くこれら受領の平安京生活について眺めてみよう。

京人となつた受領の慾望は、先づ貴族生活を満喫する

平安京に於ける受領の生活

にあつた。そのために彼らは京中に家地を物色した。承保四年十二月當時の美作守大江匡房は高倉殿御領六條に地一町を占め、其頃千種殿と號した山緒深き邸宅を求めたし、廿一更に朝野群載卷第には次の如き家地賣買券が收められてゐる。

左京五條令解 中立賣買家地券文事

合地染戸主染丈壹尺肆寸

在_三左京五條四坊二町西_三三四行北六七八内_一

立物屋捌宇 寢殿 廊 雜舍

右件家地、依_レ有_三物業_一、限_三米千七十餘石凡絹二千二百疋_一、廿一却丹波守_二已畢、仍爲_三後日_一相_三副本券文_一、立_三新券文_一、如_レ件

永保三年十二月日 賣人文章生藤原

丹波守某は華やかな平安京の貴族生活に觸れようととして、かうした寢殿造の邸宅を高價に購ひ求めたのであらうし、一文章生は恐らくは父祖傳來の邸宅を相續して、

なほ若輩の身上はその維持に困難を感じたのであつたらう。溯りてなほ例を求むれば、承暦四年二月六日皇居高陽院殿の焼亡したのち、暫くの「内裏」となつたところは實に「但馬守亭^{四條}宮北」に他ならなかつたし、⁹⁾ やがて同年五月十一日に至つて堀河殿に遷御あつたけれど、¹⁰⁾ この堀河殿は實に長元のころ橋逸勢の怨靈此地に留まると云はれた邸宅を、近江守行任が傳領したものであり、その「山石水木誠是稱翫」すべきものであつたと云ふ。¹¹⁾ 寛治元年二月五日 鳥羽上皇の移御あそばされた鳥羽殿さへも、「件地本是備前守季綱藤原朝臣領也、去年進上之讚岐守泰仲高階造進舍屋」とある如くである。¹²⁾ これらは何れも受領の舊第が、圖らずも皇居たるの光榮を擔うた場合であるが、これを先にしては京中の山緒深き貴族の邸宅であつたのであり、新興の受領らがその巨富をもつて現實に舊來の貴族を壓倒しつゝあつた例證ともなるものである。更にこれら受領の邸宅について考へられることは、「御倉町」と號する倉庫の群列であらう。それはまさしく彼らの巨富を象徴するものである。かの宇

津保物語に表現されたこの時代の受領の典型三春高基の邸宅も、その畫詞に「こゝは七條殿、四面に倉建てたり」と註記されて、その「大殿町」と呼ばれるばかりの廣大な殿舎と共に「御倉町」と稱へられるばかりに楯比する倉庫が注目された。

かうした彼らの邸宅や倉庫は、併しながらまことにしばしば盗難にかゝり或は焼亡したのである。天元三年十二月一日夜、但馬守堯時宅には強盜數十人が押入り財物を盗んだと云はれ、同様のことは長徳三年三月廿六日に備後守致遠宅に於いても行はれた。¹³⁾ 寛和二年三月五日には西京に於いて前坊屬播磨守和頼宅、東京に於いて前大貳輔宅が焼失し、當時「一日之内兩所焼亡、可謂奇異事」と噂を生じたと云ふ。¹⁴⁾ 治安三年十月廿五日曉更には、阿波守頼成の堀川邊倉二字が焼亡し、¹⁵⁾ 長元四年七月七日丑時許には、近江守行任の御倉町と號する領宅が焼亡した。¹⁶⁾ この行任の領宅は「富小路以西上東門大路以北、世號御倉町、是元故入道大相家領也」と傍註せられてゐるから、さきに領有してゐた堀河殿とは別個

の邸宅である。承德元年閏正月廿八日曉、前和泉守兼平の五條宅の倉一字が焼亡し、¹³⁾ 康和四年三月廿八日には近江守隆時の五倉が燬燼となり、¹⁴⁾ 同五年三月卅日には備中守仲實の堀河四條倉が焼失した。¹⁵⁾ この近江守隆時の五倉の如きは「江州五倉皆以爲「燬燼」也」との表現のうち、當時「江州五倉」と云へば、京中に於いても注目すべき存在であり、市人の誰しもが直ちに首肯する特異なる景観を示してゐたかと思はしめられる。更にこれらの領宅及倉庫の頻々たる火災の原因に注意するとき、その殆んどすべてが「盜賊之所爲」に歸せられるのである。

その規模に於いて次の一例は特に注目に値しよう。治安三年十二月廿三日子刻許、丹波守資業の中御門宅が焼亡したが、¹⁶⁾ 此時は「騎兵十數人來放火、宅人相挑而群盜力強所爲云々」とあり、極めて計畫的であつたことを知る。それは實に折しも下國中の資業が入京する前日の事件であり、「任終之務苛酷無極云々、州民之愁多結凶黨之類「成」犯歟」とある如く、在國中の苛政に對する宿怨に發するものであつた。従つてその原因の性質は極め

て深刻なものがあつたのであるが、資業の宅ではこの國人放火の由を殊に秘し専ら失火を稱してゐたと云ふ。その理由はやがて次に明らかにするとして、これら第宅・倉庫の焼亡の原因が、遠く在國時代に萌してをり、犯行の目的が強盜であつたところに、この罹災對象の成立ちをもはつきりと讀みとることが出來ると思ふ。

【註】

- (1) 小右記長元二年九月五日條
 - (2) 小右記長元四年正月十六日條
 - (3) 中右記天永二年十一月五日條
 - (4) 水左記承保四年十二月十五日條
- 〔拾芥抄〕中 千種殿 六條坊門前西邊高麗里中務院其平親王家保昌傳領之
- (5) 水左記承暦四年五月三日條
 - (6) 水左記承暦四年五月十一日條
 - (7) 左經記長元四年三月廿五日條
 - (8) 百鍊抄寛治元和二月五日條
 - (9) 日本紀略天元三年十二月一日條
 - (10) 日本紀略長徳三年三月廿六日條
 - (11) 本朝世紀寛和二年三月五日
 - (12) 小右記治安三年十月廿五日條
 - (13) 小右記長元四年七月七日條

(16)(15)(14)(13)

中右記承德元年閏正月廿八日條
中右記康和四年三月廿八日條

中右記康和五年三月卅日條

中右記治安三年十二月廿三日條

三

かくて受領の在京生活が始められる。廣大なる寢殿造の殿舎と、楯比する數棟の倉庫を擁して、華やかに始められる。さうした生活の具體の様相に於いては、先づ表面的な奢侈が注意を惹く。

一かの宇津保物語の主人公三春高基の、著しく貪慾な「守錢奴」的性格が、高基の個人的偶然的な性格として把へられてゐるのではなく、それが國司といふこの時代の特質的階層の性格として理解されてゐると云はれてゐるが、この奢侈的生活と守錢奴の生活とは、當時に於ける受領の複雑な心理より出でた表裏の生活を示したものであり、兩者は矛盾する如くであり乍ら所詮は同一の受領氣質と云へよう。この時代の今様を蒐集した梁塵秘抄^{卷第}二には「こがねのなかやまに、つるとかめとはものがたり、^{黄金山中山鶴龜龜物語}」

仙人わらはのみそかにたちきけば、とのは受領になりた給ふ」との詞章を収めてゐるが、當時に於ける世人の憧憬の感情が、はつきりと窺はれる。かゝる感情は特に子女をもつ母親の胸に宿つたのであらうか、同じ梁塵秘抄には「くすりのみまきのどきつくり、どきはつくれどむすめのかをそよき、あなうつくしやな、あれをみくるま^三のよくるまのあい行てくるまにうち^四のせて、受領のきた^北のかたといはせばや」とも歌はれてゐる。當時子女をもつ朝臣たちの共通する希望がその子女を後宮に納れ外戚として政權を握ることにあつたことは周知のことであるが、こゝには當時の子女をもつ庶民、例へば土器作りの夢の如き憧憬が、實にその子女を受領の北の方とするこゝにあつたことが知られる。それはまことに興味深い事實であつた。受領らはその巨富に於いては舊來の貴族の美望の對象でさへもあつたけれども、その身分に於いては猶ほいはゞ成上り者として蔑視せられてゐたのであつて、さうした社會の寡陋氣がこの今様にもほのかに窺はれる。この今様は受領の北の方たる身分が、卑賤なる一

土器作りの手の届くところにあつたことを暗示するであらう。かうした受領の身分とその奢侈を對照するとき、受領の下剋上のとも云へる僭上が感得されるのである。

萬壽四年四月廿六日の夜、伊豫守濟家の子息の元服が行はれたが、此時には左衛門督兼隆卿が加冠役を勤めた。これを聞いた藤原實資は「公卿到_三受領宅_一雜役之例、往古不_レ聞、可_レ彈指_ニ々々_一と慨歎してゐる。²⁾當時の受領が身分的に卑位にあり、輕視せられながらも、却つて公卿らを雜役に奉仕せしめ得たとすれば、それは一體何に由るのであらうか。長元四年三月廿三日臨時祭に使を勤めた行任は、さきにもその領宅の御倉町と號せしことを記した近江の國守であるが、この日の勤仕について實資は「供人數多、五品十人之内伊勢守行貞、甚惡々々、未_レ聞_三受領供有_ニ受領_一と憤慨してゐる。³⁾同じく受領を稱しても、その勢威に強弱があり、その富力に大小の徑庭の存することは云ふまでもないことであるが、かゝる一例によつても、諸國を歴任し富裕を極めた受領の僭上を窺ふことが出来よう。當時朝廷に於いては、諸社の祭禮

に祭使が數多の歩卒僕從を隨へ、綾羅錦繡を着用するを、屢々禁遏せられたのであるが、⁴⁾而も「不_レ拘_ニ其制_一、間有_ニ違法_一」⁵⁾る次第であつた。この事實も、かゝる祭使に立つものが多く受領又はその出身者であつたことから推せば、自らその奢侈のほどが察せられると思ふ。私は特殊な問題に互るが、進んでかゝる祭禮の物見を目的とする、受領の棧敷經營について考へてみよう。

【註】

- (1) 石母田正氏「宇津保物語に關する覺書」歴史學研究第十三卷第十號
- (2) 小右記萬壽四年四月廿六日條
- (3) 小右記長元四年三月廿四日條
- (4) 政事要略永延二年四月十四日太政官符
- (5) 小右記天元五年三月十九日條

四

平安京に於ける棧敷の構築については、さきに聊か論述を試みたこともあるので、¹⁾こゝでは詳細をこれに譲ることゝしたいが、單に祭禮の物見を目的とする棧敷の如きも、時代的背景を忘れては決して解明し得ぬ意味を

含んでゐる。

水左記承暦三年五月二日條によると、「此日播磨守爲家朝臣被^レ免^二博陸御勘當^一云々、去月日所^一恐懼也、是賀茂祭見物一條棧敷廣博過差之故云々、件棧敷十間云々」の記事が見える。これは前月廿三日の賀茂祭見物のために播磨守高階爲家の一條に構築した棧敷が、廣博過差にして長さ十間にも及んだが故に、關白師實の忌諱に觸れたが、漸く此日に至つて御勘當を免ぜられた旨を傳へるものである。恐らくこの爲家の一條棧敷は、その規模といひ裝飾といひ攝關家自用の棧敷を完全に壓倒し去るものであつたのであらう。寛弘のころ攝關家の棧敷も、榮華物語^八初花に「一でうの御さじきの屋、ながく／＼とつくらせ給て、ひはだぶきかうらんなど、いみじうをかしくせさせ給て」と見える如く、既にその構築に當つて種々の工夫を凝らしたものであつたが、やがて長和のころには一般貴紳の棧敷も、新一一屋を營造し簾や障壁を鋪設するものに進み、⁹半ばは恒設的性質を帯びたものとなつてゐた。従つていきほひその構築の豪華が競はれてゐ

たのであつて、さきの水左記の記事も亦、その間の一挿話に他ならない。併しこの記事は更に、一條街頭に於いて關白に對して不遜とも考へられる豪華な棧敷を構築した一地方官の富力と、この新興の人々に向つて舊來の自己の立脚地たる階級的秩序の維持を強制せんとする關白家の態度を、宛ら對照的に物語つてくれると思ふ。それはまさしく當時の社會の縮圖とも云へよう。高階爲家はその生涯に周防・美作・播磨・伊豫・近江・越前・丹後・備中・備前と凡そ四十餘年受領の任を積み、これよりさきには承暦元年かの法勝寺の落慶供養の日、金堂・講堂・廻廊・南大門・鐘樓・經藏を造營したる功に依り播磨守重任の宣旨を賜うたばかりであつて、¹⁰その擁する巨富はまことにも攝關家を凌ぐものがあつたと思はれる。

併し興味ある事實は、これにとゞまらぬ。その後五年を経たる永保四年四月十三日の同じ日記に「依^二招引^一參、關白棧敷見物、」の記事があり、筆者源俊房がその翌々日の賀茂祭の物見を前に、關白棧敷を見物したことを傳へてゐる。この時の關白棧敷とは、水左記の記載に従へば、

實は播州棧敷であつた。私はこゝに最も注意を要すると思ふ。嘗つてその廣博過差なるが故に一時勘當をさへ敢てしたその人の棧敷を、今や關白は自らの棧敷として之を利用してゐるのである。恐らく祭の期間を借用したものと考へられる。さればこそ前々日に親しい俊房をも招いて、この廣博過差の噂高い棧敷そのものを「見物」せしめたのであつたらう。さてこの前後には、なほ多くの受領の經營にかゝる棧敷があつた。例へば備後前司棧敷り若州前司棧敷等の如きは、「播州棧敷」との表現と同様、市中に通用する一種の公稱であつたかと思はれる。

殊に若州前司棧敷は現在史料の示すところに依れば市中二箇所にあつたらしく、一は若州前司の八條亭附近に七條南・町尻西の地區を占めてあり、前馬助永清なるものが地主として直接經營に當つた模様である。永保元年四月源經信はこの棧敷に於いて稻荷祭の見物を計畫しその準備を依頼したが、その日記十日條によると「前馬助永清朝臣示送云、如形狹敷所儲也、但若狹前司被示云、早且渡坐八條、次可御狹敷也者、答、無車不能

忽赴、若有車者可被寄者也、已刻馬助來向、又招前少納言共向若州八條、食訖及未刻向狹敷、自七條南、自町尻西地主馬助儲贖、見物之後歸來」と見え、これよりさき七日に經信が若州八條亭を訪れてゐる事實より推し、且つこの記事の内容から察するに、この棧敷は若狹前司の領有にかゝりその下命のもとに右馬寮の前下僚であつた永清が自ら地主として經營に當つてゐたものと考へられる。次に若狹前司の關係する他の一つの棧敷は、賀茂祭のために一條南・油小路東に存した。帥記永保元年四月十三日條に「申時許、前若州來向、相共向彼一家狹敷大官廳亮、件狹敷者自一條南、自油小路東也、酉刻雨來逢相具、止、見物成了」と見えてゐる。此日も亦經信は前若狹守によつてその棧敷に誘はれたのであつた。かくの如くこの若州前司は京中に於いて自邸とは別箇に少くとも二箇所の棧敷を構築し、自己の物見の用に資するばかりでなく、積極的に一般公卿らに利用の便を計つたことが知られる。

かゝる棧敷の先蹤は、夙に小右記寛仁二年四月六日條

にも「與_二宰相_一同車、向_二一條棧敷宅_一」資高乍_レ車見之、無_レ垣如_二道路_一、迺歸_一」と見え、藤原實資が賀茂祭見物のために一條に求めんとした棧敷が、實に「資高領」であつたことが知られる。資高は前大宰大貳高遠の子、從四位下筑前守であり、實資の猶子となつてゐたのである。

同記同月十七日條にも「密々宰相同車、見_二狹敷宅_一」資賴・資高等乗車相從_一とあり、この狹敷宅も亦同様に誰某の領宅であつたと思はれる。かくてこの棧敷の構築も寛仁のころに既にその所領化傾向が明白に認められたが、承暦永保のころにはその傾向が著増し、受領により一種の經營的組織を有するものが現れたのであり、遂に保元治承のころに至つて「町棧敷」町及びその群列と思はれる「棧敷町」町と呼ばれるものが知られ、一言者が九間棧敷を造り、毎年其直鑿牙〇稻九升をもつて借興へてゐた事實をみるに至るのである。寛仁より承暦永保に至るころの棧敷の領宅的經營が、やがて治承にみる如き營利的性質を帯びるか否か、その邊の史料は遺憾乍ら傳へられてゐないが、別稿に説いた如く棧敷の祭日以外に於ける經營

方法も推定に難くないのであるから、受領にとつてはこの祭日に於ける活用にこそ、或る種の期待をかけたのであるまいか。

【註】

- (1) 拙稿「平安京に於ける棧敷の構築」近々
- (2) 小右記長和五年三月廿二日條
- (3) 法勝寺金堂造營記
- (4) 帥記永保元年四月十六日條
- (5) 帥記永保元年四月十日及十三日條
- (6) 百鍊抄保元三年四月廿日條
- (7) 山槐記治承三年四月廿一日條
- (8) 同右

五

次にこの受領の領宅的棧敷と極めて類似する性質を有つ當時の方違所について考へてみよう。

この時代に於ける俗信の一として普く行はれた方違に當つて、特に貴紳は方違所の撰定について多くの配慮をせねばならなかつた。源氏物語帯木に「暗くなる程に『今宵、中神、うちよりは塞がりて侍りけり』と聞ゆ、

さかし、例も忌み給ふかたなりけり、二條の院にも同じ
すぢにて、いづくにかたがへむいと惱ましきに』とて、
大殿籠れり、『いとあしき事なり』とこれかれ聞ゆ。『紀
伊守にて親しく仕うまつる人の、中川のわたりなる家な
む、此頃水せき入れて、涼しき蔭に侍る』と聞ゆ、『いと
よかなり、なやましきに牛ながら引き入れつべからむ所
を』と宣ふ。忍びくゝの御方違所は、あまたありぬべけ
れど、久しく程經てわたり給へるに、方塞げて、引きた
がへ外さまへとおぼさむは、いとほしきなるべし』とあ
る如く、この時紀伊守の中川の邸宅が、光源氏の方違所
として選ばれた。平安時代中期以後、一般に貴紳の方違
所の多くが、かゝる受領の邸宅であつたことに注意せら
れるのである。源氏物語に「忍びくゝの御方違所はあま
たありぬ」と記したころは、云ふまでもなく光源氏の
艶福を傳へたものであるが、かうした折節に受領の子女
は若き貴紳と一夜の縁を結ぶ機會を得たのであつた。
當時に於ける受領の邸宅の模様については、さきにも
觸れた通りであり、方違所としては、まことに好適であ

つたが、こゝに院政時代前後に於ける特殊な場合の史料
より、全般を類推してみよう。例へば寛治八年正月廿九
日中宮篤子内親王の讚岐前司顯朝臣大炊御門堀川宅に
御方違のため行啓あらせられ、¹⁾康和三年六月十五日 白
河上皇の親しく丹波守爲章朝臣の京極家に渡御あり、²⁾
同五年二月十八日、十月廿一日、十二月十四日と相續い
て御方違のため同朝臣の二條萬里小路新造宅に御幸あら
せられ、³⁾同五年十二月廿一日前齋院が越後守敦兼朝臣
の五條坊門堀川宅に渡御あらせられたこと⁴⁾が擧げられ
るが、殊に長治元年二月十八日播磨守基隆朝臣の三條大
宮第には、御方違のためその後三月三日、四月二日と相
續いて行幸があり、遂に嘉承二年六月廿六日にはこの第
が皇居に擬せられしこともあつた。⁵⁾これらの諸例は、
何れも皇室に關係あるものであるが、そこに於いてさへ
も方違所の多くが受領の邸宅であつたことを立證出来る
のであるから、更に攝關大臣に至つては全く推定に難く
ないものがある。この問題については、更に充分な史料
を準備して詳論すべき機會をもちたいと念ずる。

【註】

- (1) 中右記寛治八年正月廿九日條
- (2) 殿曆康和三年六月十五日條
- (3) 中右記各年月日條
- (4) 同右
- (5) 同右

六

かくの如く當時の受領らは貴紳を招請して、或はその領宅たる棧敷を開放し、或は自邸を方違所に利用せしめたが、それは彼らの富力の誇示と考へられるばかりでなく、實に何らかの反對給付を期待したる行動と見られるのである。今昔物語に收められた信濃守陳忠の「受領ハ倒ル所ニシテ甌メ」と云はれた著名な説話を借りるまでもなく、受領の貪慾は既に定評ある事實である。

彼らは常に新しい吏途を求めて已まぬ、眞に不屈の精神の持主であつた。彼らの或ものは中央の官職に名譽をも併せ得ようと畫策し、或ものは諸國を歴任した甘夢を忘れ得ずに新しい任國を希望して已まないものであつた。こゝに於いて、或は攝關大臣等の中央有力者に阿附して

その走狗ともなり、或は成功を求めて買官の方途にも出たのである。彼ら受領が、その吏途のためには如何に心遣ひをせねばならなかつたか。治安三年十二月廿三日丹波守資業の邸宅がその任國の國人らの放火によつて燒亡したとき、その原因について資業の宅人は専ら失火を稱して眞相を祕置したことを記したが、こゝにその理由を明らかにする。それは實に「不堪國政之苛酷、州民放火事、若入衆口、後々必有吏途之妨、歟、仍稱失火云々」といふに依るのである。こゝには當時の歸京した受領らの、新しい吏途のための苦慮のほどが、最も鮮やかに浮び上ると思ふ。

かくして彼らは、春秋の除目に對して重大な關心を拂ひ、あらゆる方法で情實を求めたのである。一二の例を舉げてみよう。寛仁二年六月藤原道長が土御門殿寢殿を經營した。この時など一間を以て諸受領に配して營まされたが、伊豫守源賴光は家中の雜具を皆悉く獨力を以て獻じた。厨子・屏風・唐櫛笥具・韓櫃・銀器鋪設・管絃具・劍その他記し盡すべからざる程であり、賴光所獻の雜物色

目を、人々は宛ら除目の問書の如く寫書したと云はれるが、それにとゞまらず「獻萬石數千疋了者、多有其輩、未聞如此事」ともある如く、受領らは競うて獻上に及んだのであり、「連月京中人、到彼第一見風流、不能比肩」と云はれてゐる。リ治安三年八月には伯耆守資頼が黒漆冠笠二合、衣櫃二合、納綿皮籠一合、紙四百帖等の雜物を藤原實資に贈つてゐる。カゝる雜物の贈遣はなほ多くの例があるが、更に殿舎の進上なども行はれたことはさきにも記した。これらの莫大な贈賄行爲は、結局國司の本務たる公納を懈怠してなされたものであつて、寛仁二年備前備後の大旱損に當つても、備後守能通の如きは道長に對して國の大旱損の事を陳べると共に「今年公事不可取濟、大殿邊例進外不可致他勤こと言つたと云ひ、³⁾國家の公事を自己の榮達のために犠牲としたのである。京中に存する彼の邸宅が三ヶ度に互つて放火され「近在四隣所懼尤多者」と云はれ、遂に萬壽二年二月廿一日燒亡するに至つたが、その原因は「抱愁者所爲歟云々、不_レ善事終始不_レ宜耳」と評された事實を

平安京に於ける受領の生活

もこゝに併せて考へるならば、⁴⁾彼の性格が一層明らかになるであらう。併し彼のみならず備前守景齊は「米五百石獻大殿、三百石獻攝政、公事無術、國之異捐萬倍他國」と述べ、⁵⁾これも亦國家の公事よりも攝關への獻進を重んじてゐる。悲しいことに、攝關も亦、これを嘉納したのである。かの尾張守藤原元命でさへ、その國守を罷められたのちに、長徳元年四月上卿辨に代つて、吉田祭を行うてゐるのを見るが、⁶⁾それは政界有力者の間に結ばれた情實に他ならないであらう。彼らが如何に政界有力者との接觸を求めたか、私は次に水左記によりて考へてみることにする。

水左記は左大臣俊房の日乗、康平五年正月より嘉承三年八月までの記事が斷續的に遺存してゐる。この日記によつて、私たちは俊房邸への來訪者が、日夜にわたり極めて多いことに驚くのである。俊房が久しく顯要の地位に在つた以上、それは當然のことに屬するが、そのうち俊房が筆辭の如くに記す「相遇謝遣」の一句が注意を惹くであらう。謝遣とはことわりやるはねつける等の意味

第三十卷 第三號 五三

をもち、この場合、來訪者に對し一應面會はするが、その用件についてはことわり辭去せしむることを指すのである。この日記の全般を通じて「謝遣」を行ふこと一五九回に及ぶ。そのうち五四回は相手を受領であり、四一回は僧侶であつた。この數字は特に謝遣といふ點に注意し蒐集したものであるから、従つて俊房を訪問しその目的を達した受領は更に多數であつたのであるが、しからば彼らは何を目的として訪問し、且つ謝遣せられたか。

私はその理由として官職轉旋の依頼が大部分を占めたものと斷ずる。承保四年七月廿九日當時炮疔に罹つてゐた俊房を見舞つた近江守俊綱は、俊房の平癒祈願のため今日より大般若經讀經を始むべき山を約して、先づ夜に入り早くも僧一人を送り、爾後毎日の供料を送るを缺かなかつたが、彼俊綱の心裏も亦推察に難くないのである。同年十月三日に除目が行はれると云ふので、その前數日の來訪者の意中は、なか／＼に複雑なものがあつたと思はれるが、前日俊房を訪れた大外記師平の如きは單刀直入受領を望む山を陳じてゐる。こゝに謝遣された受領の

なかに、土佐守清長は八回にも及んでゐるが、果して承暦四年八月廿一日美作守に任ぜられ、美作守匡房は五回に及んだが、此日權左中辨に任ぜられた。彼らはその後も俊房との接觸を決して懈らなかつたのである。彼らの就職に對する欲望の熾烈さは、遂に任官の機會に恵まれず、或は中途にして失業せる受領の、怨恨にも似た言葉をきくことによつて、更に明白に首肯されるものがあるが、それはやこれ以上の説明は慎むことゝしよう。

平安京の華やかな都市生活の裏面に、かゝる受領らの動靜と往來を考へるならば、この人々が必ず政界の間隙を貫いて、やがて政權への飛躍的進出を遂げるであらうことが豫感される。そのための熱意は貪慾に近いまでに堅く、そのための基礎は巨富の上にしつかと築かれてゐたからである。

【註】

- (1) 小右記寛仁二年六月二十日條
- (2) 小右記治安三年八月四日條
- (3) 小右記寛仁二年十二月三日條
- (4) 小右記萬壽二年二月廿一日條

- (5) 小右記寛仁二年十二月三日條
 (6) 日本紀略長徳元年四月廿四日條
 (7) 本朝文粹六、天元二年七月廿二日大監物平兼盛等申狀等

七

應徳三年十一月、白河天皇は御在位十四年にして皇子にまします堀河天皇に讓位あらせられ、これと共に院中にあつて政を聽かせ給うた。これ院政の始である。この院政の成因については種々の説があるが、從來、後三條天皇の御慮に出で、白河天皇の之を繼述し給ひしものであり、攝關家の勢力を抑壓し給ふ御方途であつたと考へられてゐる。それは愚管抄及び今鏡の説くところによつたのである。しかるに近年故和田英松博士の研究により、後三條天皇の御讓位は天變地妖、聖體の不例、立太子の關係に由るものであつて、院政に對する思召は拜せられず、白河天皇の御讓位も亦中宮の崩御及び、堀河天皇の皇位繼承が御決定になつたことに由り、院政の御目的は全く存しなかつたに拘はらず、堀河天皇の未だ御幼冲に坐し且つ攝關たる藤原氏の勢力も頗に衰へてゐ

た爲めに、こゝに往古の例によつて上皇の御決裁を仰ぐことゝなつたものであらうとされるに至つた。この説は岩間武雄氏等によつても祖述されてゐるが、從來の通説はそれが所據とした諸書が後世の編纂書である點に於いてこの新説に一步を譲るものであらう。殊に、後三條上皇が院廳始を行ひ院藏人所始を遊ばされたといふ事實も、必しも院政の微標となるものでないことが明らかにされたので、舊説の一部はたしかに修正を要することゝなつた。従つて現在に於いては黒板勝美博士の説かれた如く「攝關家の政所政治が上皇の院廳に移つたに過ぎない」といふ實際的效果が考へられるばかりとなつた。併しかくの如く院政は和田博士の説の如く「種々の事情によつて偶然に始まつたものである」としても、爾後、それが永く政治の常態化した事實については、當時の政界に於ける何らかの基礎事情が、別箇に考へられねばならぬと思ふ。そのためには創始期の院政のものについて考察を進めるのが捷徑であらう。

この院政に伴つた政治的新現象として注目すべきもの

に、「院近臣」と呼ばれる新権力階級の進出が認められてゐる。⁹⁾ 彼らは白河院々廳に於ける院司として特に別當に補せられ、院政の成立によつて新しく政治的權力を握つた人々であつた。院政の基本的職制は、執事別當、年預、判官代、主典代より成るが、白河院にあつては院司として、先づ院別當五人、判官代六人、廳預二人が設けられ、就中別當が最も權威を有した。別當に公卿別當、非參議別當の別があり、前者が朝廷との兼官であり、當時に於いては政治上の實行力の少い人々であつたに對して、後者は院の専任であり、實に院政々態の推進力ともなつたのである。これら別當の定員は當初より漸増の傾向を示し、應徳三年初任の別當が、實季・顯季・仲實・匡房・師忠の五朝臣であつたが、同年中に公實朝臣が加はり、翌寛治元年には、爲家・爲章・俊明等の七朝臣が加はつて十三名となり、爾後逐年増加して遂には二十九名にも及んだが、概ね各年廿五名前後を通例とするに至つてゐる。¹⁰⁾ しかればこの當初一兩年に於ける非參議別當は如何なる經歷を有したか。

先づ藤原顯季がその隨一として擧げられよう。彼は春宮大進藤原隆經の二男にして參議藤原實季の養子、白河上皇の御乳母從二位親子を母として生れ、院の殊遇を蒙つたが、承保二年讃岐守に任ぜられて以來、丹波・尾張・伊豫・播磨・美作等の熟國に受領の功を積み、更に太宰大貳ともなつて、やがてその間に蓄積した財力を背景として修理大夫を拜し、世に六條修理大夫と稱せられたのである。¹¹⁾ 康和四年正月美作守なりしころ、上皇は顯季の新造高松第に臨御あらせられて、實に一兩ヶ月こゝに御し給うたし、¹²⁾ 康和五年の石清水行幸には白河上皇親しく顯季の直廬棧敷に於いて御見物あつたことも傳へられる。¹³⁾ 藤原仲實も亦藤原實季の三男にして、承保三年侍從となり、承暦二年丹後守を兼ねて之を重任し、永保元年二月備中守に任じ寛治五年藏人頭となつたが、康和五年その堀川四條倉の焼亡が傳へられるが如く、¹⁴⁾ その巨富が察せられる。藤原公實も亦實季男である。少しく後れて別當となつた藤原長實も顯季の男であつて、應徳三年美濃權守に任ぜられてより、因幡・尾張・伊豫・播磨の

受領を歴任して内藏頭にすゝみ、非參議にして從三位にのぼり、保安三年修理大夫として太宰大貳を兼ねて富裕を極めたのである。こゝに院近臣として藤原實季顯季父子とその一族の一族が考へられるわけである。

次に藤原爲家がある。彼が凡そ四十餘年受領の功を積み、法勝寺造營の賞を蒙つたことは、さきにその棧敷構築を説いた時にも、少しく觸れたが、その一族として長男爲章の如きは越後・但馬・加賀・丹波と頻りに大國を歴任し、又爲章の息男仲章・宗章・雅章・時章四人も皆藏人に補し或は大國に任ぜられたのであつて、爲章は卒去に當つて「神祇佛寺封家納官、全以不_三辨濟、幸之餘自_二迫命歟」と評せられた。①仲章も亦、康和四年但馬守として、堀河天皇の御願寺尊勝寺の金堂・講堂・鐘樓・經藏・中門・廻廊を造進してゐる。こゝに院近臣として高階爲家とその一族の一群が考へられるであらう。更に當時院近臣として高階爲章と並び、「同爲_二近臣_一世語_二寵臣_一者、稱_二此二人_一而已_三」^(同)と謳はれたものに、藤原隆時があるが、彼も亦但馬・因幡・近江に受領として活動し、かの康

和四年煨燼となつた「江州五倉」の主であつたのである。

次に藤原俊明についてみよう。彼は愚管抄にも「別_二近臣_一トテ白河院ニハ初ハ俊明等モ候」と記された如く、當初に於ける院近臣を代表する人物であるが、彼は前大納言隆國の三男として生れ、康平四年加賀守に任ぜられて之を重任し、その後左右少將を兼任し、延久三年には播磨介をも兼ね、承保元年左中將に轉じ、藏人頭・參議と昇進してゐる。その活動の地盤は加賀守重任の間に築かれたのである。當初の院近臣として、なほ忘るべからざるものに藤原國明がある。彼は故若狹守師基男、越後・備前・伊豫の大國を歴任して内藏頭を兼ね、位正四位上に至つた。康和四年七月尊勝寺の造營に當つて藥師堂・觀音堂・五大堂を造進し、長治元年十一月上皇御所大炊殿の造營を十餘日を経て略々完成し、「不日之勤、萬人感歎」したと云はれ、②その卒去については「上皇頗有_二御歎_一、明日祭御見物俄依_三此事_一被_レ止、爲_二國明面目之外_一歟^(至力)」と至されてゐる。③かくの如く院近臣は枚擧するに遑ないが、その執行別當の中心は受領出身の富裕者に

よつて占められてゐたのであつた。

われ／＼は院政創始前後の京都に於ける指標的事業として、第一に六勝寺を初めとする堂塔の建立、第二に鳥羽殿を初めとする殿舎の造營を擧げるのであるが、これら壯大な土木事業は、何れも 白河天皇の宸慮を奉じ、これら院近臣として活躍した人々によつて完成せられたのであつた。私はかゝる土木事業の完遂が、一面に於いて白河院々廳の財政的地盤を無言に示し、攝關家の政所に代る政廳としての機能をもつ所以となつたかとも思ふのである。その意味に於いて院政と院近臣の存在は分離しては考へられないと思はれる。更に愚管抄に「別ニ近臣トテ白河院ニハ初ハ俊明等モ候、スエニハ顯隆顯頼ナド云者ドモ、イデキテ、本體ノ攝録ノ臣ヲ、コノシモザマノ人ノオハシケルニ、又カナシウオサレテオソレハ、カリ」と記してゐる、葉室顯隆の如きが、實に「夜關白」の異名をとり、「威振ニ一天ヲ富滿ニ四海、世間貴賤無レ不傾首」^一と稱せられたこと、さきの藤原顯季の孫加賀守家成が、同じく院近臣として「舉ニ天下事ニ向歸ニ家成」

道路以「目」と評せられたことをみれば、特に院政の推移するにつれ院近臣の地位の増大することがよく窺はれる。

【註】

- (1) 和田英松博士「院政に就いて」國史學第十號
- (2) 岩間武雄氏「院政の成因に關する一解釋」史學研究第五卷第一號
- (3) 後藤陽一氏「創始期の院政に就いて」史學研究第十二卷第四號
- (4) 黒坂勝美博士「國史の研究」各説上
- (5) 櫻井秀博士「綜合日本史大系」平安朝下
- (6) 後藤陽一氏前掲論文
- (7) 公卿補任、以下の經歷は主として之に依る。
- (8) 中右記康和四年正月十一日條
- (9) 中右記康和五年十二月五日條
- (10) 中右記康和五年三月卅日條
- (11) 中右記康和五年十二月廿一日條
- (12) 本朝世紀康和五年十二月廿日條
- (13) 中右記長治元年十一月廿八日條
- (14) 中右記長治二年四月十七日條
- (15) 中右記大治四年正月十五日條
- (16) 長秋記大治四年八月四日條

八

さて茲に新しく創始をみた院政が、我が國體の本義と相容れぬ變態政治であることは、誰しも認めるところである。若し舊來説かれたが如く、それが攝關政治に對する朝權回復のために成立したとすれば、聊かその存立の意義もなしとしないけれども、現在かゝる論據も薄弱となり、種々の事情で偶然に開始されたとされる以上、其後それが常態化されるべき必然性に乏しいに拘はらず、暫らくその形態の持續されたことは、所詮その實際の推進力となつた所謂「院近臣」らの富力を背景とする活躍によるものに他ならぬこととなる。そこに院政の根本的な基礎の薄弱性があると共に、やがてかの保元の大亂の素地をも作り、慌しく武門に政權を奪はれるに至る實體の脆弱性も存したと思ふ。

私は平安京に於ける受領の生活を辿りて、その奢侈と貪慾とを交織した富裕をみ、その政權に對する熾烈なる慾望が、かゝる暫定的なるべき變態的政治を遂に常態化するに至らしめたものと考へるのである。この院政の常

態化は北畠親房ならずとも「世の末になれる姿」と慨歎せしめられる事象であるが、私は當時の受領に、國家經濟の破綻といふ重大時局に對する認識の缺乏があつたばかりでなく、かゝる時局に便乗せんとする恣意の跳梁さへ存したことを最も遺憾とするものである。

(昭和二十年四月廿九日稿)